

尾道市水道局災害時支援協力員制度実施要綱を次のように定める。

平成28年3月8日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市水道局災害時支援協力員制度実施要綱

(目的)

第1条 大規模な災害、漏水事故等が発生した場合に尾道市水道局（以下「水道局」という。）の管理する水道施設における被害状況の早期把握及び応急給水体制の強化等の応急活動の充実を図るため、水道事業に関する経験及び知識を有している水道局の退職者で構成する尾道市水道局災害時支援協力員（以下「支援協力員」という。）の支援協力体制を得て、迅速かつ効果的な応急活動を行うことを目的とする。

(活動内容)

第2条 支援協力員は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地震発生時等大規模な災害、漏水事故等における自宅から参集場所までの参集途上にある導水管及び送・配水管施設等に関する被害状況などの情報収集及び報告
- (2) 水道局が指定する拠点給水施設における応急給水活動の補助
- (3) 前2号に掲げる業務を円滑に実施するために行う研修及び訓練への参加

(参集)

第3条 支援協力員は、大規模な災害、漏水事故等が発生し、水道局から要請があった場合は、水道局が指示する場所へ参集するものとする。

(支援協力員への要請)

第4条 支援協力員は、各参集場所の責任者の要請に従い、活動する。

(登録)

第5条 支援協力員の登録に関し必要な事項は、別に定める。

(物品の貸与等)

第6条 水道局は、支援協力員に対し、登録証を交付するものとする。

2 水道局は、支援協力員に対し、作業上着、ヘルメットその他活動に必要な物品(以下「貸与品」という。)を貸与する。

3 支援協力員は、第2条各号の活動に従事する場合は、登録証を携行し、貸与品を着用しなければならない。

4 支援協力員は、任務を終了した場合は、登録証以外の貸与品等を返納しなければならない。

(報酬)

第7条 支援活動に対する報酬は無償とし、交通費その他第2条の活動に要する費用は、支援協力員の負担とする。

(保険加入)

第8条 水道局は、支援協力員が第2条の活動に従事する際における事故等に備えて、ボランティア活動保険に加入する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。